

埼玉県国民健康保険運営方針(案)に係る国保運営協議会からの意見

資料1 - 2

平成29年9月14日(木)開催「平成29年度第3回埼玉県国民健康保険運営協議会」

番号	項目	ページ	該当箇所	意見	県の考え方
1	1 基本的事項	1	(1)策定の目的	1ページの「運営の在り方の見直し」の中の「保険税の賦課、徴収」の記載は、上段の文章に合わせて、「賦課・徴収」とすべきではないか。	意見のとおり記載を修正 【修正後】 「賦課、徴収」「賦課、徴収」に修正
2	2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	4	(1)医療費の動向と将来の見直し	4ページの「医療費の見直し」の「推計方法」は、分かりやすい表記にしたほうが良い。	意見のとおり記載を修正 【修正後】 推計方法 $\text{平成27年度実績医療費} \times (1 + \text{診療費の伸び率A}) \times (1 + \text{被保険者数の増減率B})$ = 平成28年度医療費総額見込 A:診療費の増加率 B:被保険者数の増加率 ・平成27年度の診療種別・年齢階層別の医療費実績を基準とした。 ・診療種別・年齢階層別の医療費については、直近2か年の実績値(推計値)の伸び増加率を見込み、平均値を用いて計算した。 ・診療種別・年齢階層別の医療費に被保険者数の増減増加率を乗じた額の合計額を医療費総額とした。
3	2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見直し	8	(3)赤字解消・削減の取組、目標年次等	・8ページの「目標年次の設定」については、「原則」を入れると、「ただし...」以降がいらなくなってしまうので、「原則」は削除すべき。 ・6年かけずに、赤字を解消できる場合もあると思うので、「6年以内」にすべき。 ・「ただし、6年間で解消することが困難な場合には、...」については、上段の文章に合わせて、「困難と認められる場合」に統一したほうが良い。	意見のとおり記載を修正 【修正後】 (1)赤字解消・削減の目標年次 単年度での赤字の解消が困難と認められる場合は、原則として、平成30年度から平成35年度までの6年以内に関で赤字を解消する段階的な目標を設定することとします。 ただし、6年間で解消することが困難と認められる場合には、市町村の実態を踏まえた設定とします。
4	3 市町村ごとの納付金の算定方法	10	(1)納付金の算定式	及び は11ページで意味が分かるが、10ページの についても定義を記載すべき。	意見のとおり記載を追加 及び も含めて定義を記載 【追加】 <用語解説> ____:医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数 =1 医療費水準を納付金額に全て反映。 =0 医療費指数を納付金額に全く反映させない(都道府県内統一の保険税水準)。 ____:所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数 ____ 都道府県の所得水準に応じて設定 ____:市町村の納付金額の総額を都道府県の必要総額に合わせるための調整係数
5	4 市町村ごとの標準保険税の算定方法	14	(1)標準保険税の算定式	14ページの「市町村標準保険税の算定イメージ」の文中「...応能割賦課総額、応益割賦課総額に按分した後、所得総額・被保険者数で除することにより算定する。」は、応能割賦課総額を所得総額、応能割賦課総額を被保険者数で、それぞれ除するため、正しく記載した方が良い。	意見のとおり記載を修正 【修正後】 市町村の標準保険税率は、市町村の標準保険税率の算定に必要な保険税総額を県の所得水準に応じた設定により応能割賦課総額、応益割賦課総額に按分した後、それぞれを所得総額、被保険者数で除することにより算定する。
6	6 市町村における保険給付の適正な実施	23	(4)市町村が支給決定した保険給付の確認	23ページの「不正利得」に係る文章は、誤解を招く恐れがあるので表現等を修正していただきたい。	意見のとおり記載を修正 ・監査に係る説明文を追加 【修正後】 監査等の結果により判明した保険医療機関等による診療報酬の大規模な不正請求不正利得が監査等により判明し、であり、かつ、...(中略)...進めていきます。 監査:診療内容及び診療報酬請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるときに行われる。